3　二千十二年一月一日以降、大会議において第四集団の国に分類された国に対して大会議において第二集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。

4　大会議において第三集団の国に分類された国に対して二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域であって大会議において第一集団の国に分類されたものが支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の八パーセント分増額される。

5　大会議において第三集団の国に分類された国に対して二千十年に目標制度に参加する国及び地域であって大会議において第一集団の国に分類されたものが支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の四パーセント分増額される。

6　二千十二年一月一日以降、大会議において第三集団の国に分類された国に対して大会議において第二集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の四パーセント分増額される。

7　大会議において第二集団の国に分類された国であって二千十年より前に八パーセントの増額から利益を受けているものに対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第二集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の四パーセント分増額される。

8　大会議において第二集団の国に分類された国であって二千十年より前に一パーセントの増額から利益を受けているものに対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、二千十年及び二千十一年においては、第二集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の一パーセント分増額される。

9　第二集団から第五集団までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額一万二千五百六十五ＳＤＲとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、二千十年より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。

10　地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二千十年末までに採択する。

第三十一条　継越料

1　二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

第二章　その他の規定

第三十二条　航空運送料に関する基本料金率及び規定

1　航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金率は、通常郵便に関する施行規則に定める方式に従って国際事務局が計算する。

2　閉袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める。

3　全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1　閉袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2　開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の指定された事業体に引き渡す指定された事業体

4　3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によって送達される場合には、適用する。

5　名あて側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着するすべての優先閉袋及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によって継送されるか否かを問わず、均一とする。

6　もっとも、名あて側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算されるすべての閉袋の重量を考慮に入れない。

7　名あて側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算されるすべての閉袋の重量を考慮に入れない。

第三十三条　小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1　二の指定された事業体の間で交換される小包については、小包郵便に関する施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び閉袋の総重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1　指定された事業体は、1に規定する基本料金率を考慮して、小包郵便に関する施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2　1及び1.1に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.3　到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

2　二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、小包郵便に関する施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

2.1　仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求することができる。